

千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付要綱

平成 9年10月13日
改正 平成10年 7月17日
同 13年 3月13日
同 15年 5月 1日
同 18年 7月 7日
同 25年 6月 3日
同 28年 4月 1日
同 28年 5月10日
同 29年10月30日
同 31年 3月15日

(趣旨)

第1条 市長は、公共交通機関としてのバスの利用を促進し、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持・整備を図るため、乗合バス事業者等が行うバス活性化システム整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該乗合バス事業者等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(2) バス活性化システム整備事業

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観産第690号、以下「訪日外国人受入環境整備要綱」という。）第3編第2節第1款交通サービス利便向上促進事業に定める補助対象事業であって、別表1に掲げる事業をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市域を含む区域で実施するバス活性化システム整備事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、乗合バス事業者のうち、当該事業に関して国土交通大臣に対し、訪日外国人受入環境整備要綱に基づく補助金の交付を申請している者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、用地費は含まないものとする。

2 千葉県以外の区域を含む区域において実施する事業に係る補助対象経費は、当該補助対象経費の額に補助事業者の実施する千葉県域分のキロ程を補助事業者の実施する総キロ程で除して得た値（以下「補助対象率」という。）を乗じて得た額とする。

(補助金の額の算定)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額を超えない範囲で定めるものとする。ただし、補助金として算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、千葉県バス活性化システム整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) この要綱に基づき補助金の交付の申請をしようとする当該事業について、訪日外国人受入環境整備要綱に基づき国土交通大臣あて交付申請したことを証する書類
- (2) 補助対象経費の根拠となる書類
- (3) その他参考となる書類

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉県バス活性化システム整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、千葉県バス活性化システム整備事業補助金交付申請取下届出書（様式第3号）により行うものとする。

(補助事業の変更の承認申請)

第10条 規則第5条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、その内容を調査したうえで補助金の変更交付を決定し、千葉県バス活性化システム整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 規則第5条第1項第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 規則第5条第1項第3号の規定により報告しようとするときは、千葉市バス活性化システム整備事業補助金に係る補助事業事故報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、その日。)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、千葉市バス活性化システム整備事業補助金に係る補助事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(額の確定)

第14条 規則第13条の規定による通知は、千葉市バス活性化システム整備事業補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第16条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)によるものとする。

(返還命令)

第17条 市長は、第4条に定める補助事業者が補助金の交付を受けたにも関わらず、補助金の交付を受けた会計年度内に国土交通省から所要の補助金の交付を受けなかった場合には、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市バス活性化システム整備事業補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

(取得財産等の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第19条 補助事業者は、「補助金事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、処分制限期間内において、前項に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、千葉市バス活性化システム整備事業補助金に係る財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定は、補助事業者が取得財産等を第5条第2項に規定する補助対象率が異なることとなる路線において運行しようとする場合について準用する。
- 4 補助事業者は、第2項の規定による承認を受けて、第1項に掲げる行為を行ったことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(補則)

第20条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

別表1（第2条、第5条、第6条関係）

補助対象経費の区分	補助率
交通系 IC カード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語化標記等を行うものに限る。）の導入その他 IT システム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）	1 / 3

千葉県バス活性化システム整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

千葉県バス活性化システム整備事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図るため
- 2 補助事業の内容
 - (1) 事業区分
 - (2) 事業内容
 - (3) 実施区域、実施区間、キロ程、施行箇所、数等
 - (4) その他（注）

3 補助対象経費の配分使用方法

経費名	経費の配分額	経費の配分内訳		経費使用明細			
		項目名	配分額	項目名	件数	単価	使用額
合計				—			

- 4 補助事業の着手（予定）期日及び完了予定期日、その他当該事業の遂行に関する計画
- 5 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

様

千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市バス活性化システム整備事業補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- 1 補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助対象経費及び補助金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額（予定額）	金	円

- 3 補助対象経費の内訳は、次のとおりとする。

経費名	項目名	補助対象経費の額
合	計	

- 4 交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) 設置後は善良な管理に努めること。

様式第3号

千葉県バス活性化システム整備事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった千葉県バス活性化システム整備事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）第7条第1項の規定に基づき、下記により、交付申請（年 月 日付け）を取下げます。

記

1 取下げ理由

様式第4号

千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る
補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった千葉県バス活性化システム整備事業補助金について、下記により、その内容又は経費の配分を変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
- 4 その他必要な書類

様

千葉市バス活性化システム整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで補助事業計画の変更申請のあった千葉市バス活性化システム整備事業補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を変更したので、同条第5項で準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 補助事業の変更事項及びその内容については、年 月 日付けで申請のあった千葉市バス活性化システム整備事業補助金に係る補助事業計画変更承認申請書記載のとおりとする。

2 上記1の変更に伴う補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額（予定額） 金 円

※変更前の補助金の額（予定額）及び差引額

・変更前の補助金の額（予定額） 円

・差引額 円

3 変更後の補助対象経費の内訳は、次のとおりとする。

経費名	項目名	補助対象経費の額
合	計	

4 交付の条件

(1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、また又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

(5) 設置後は善良な管理に努めること。

千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定通知のあつた千葉県バス活性化システム整備事業補助金について、下記により、同事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

1 同事業を中止（廃止）する理由

2 補助対象事業の支出額内訳

経費の配分	既施行部分額	未施行部分額	計	摘要
計				

3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

4 その他必要な書類

様式第7号

千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る
補助事業事故報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあつた補助事業について、下記の事故が発生したので報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

様式第8号

千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る
補助事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあつた千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る事業を完了（廃止）したので、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業に要した経費

経費名	経費の配分額	経費の配分内訳		経費使用明細			
		項目名	配分額	項目名	件数	単価	使用額
合計							

2 完了（廃止）した補助事業の概要

3 補助事業の完了（廃止）年月日 年 月 日

4 その他関係書類

様

千葉市バス活性化システム整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった千葉市バス活性化システム整備事業補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

様式第10号

千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

年 月 日付け千葉市達 第 号で補助金の額の確定のあった標記
補助金について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第16条の規
定により、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

金 円

振込先金融機関	銀行	支店
口座種別	口座番号	

様

千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市バス活性化システム整備事業補助金交付決定については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第17条第1項の規定により、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

様

千葉市バス活性化システム整備事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第18条第 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付確定額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法

千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

千葉県バス活性化システム整備事業補助金に係る財産を下記のとおり処分したいので、千葉県バス活性化システム整備事業補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき申請します。

記

- 1 処分しようとする財産
 - ア 種類
 - イ 名称
 - ウ 位置
 - エ 構造及び性能
 - オ 数量
- 2 処分の内容
- 3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 4 処分の相手方の利用計画
- 5 処分しようとする理由
- 6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細